

令和6年度
市民税・府民税
特別徴収のしおり

目 次

市民税・府民税の納税義務者など	1
特別徴収の範囲など	1
特別徴収税額の納入方法など	2
転勤・退職等の異動手続き	4
異動届出書記入例	5
退職所得にかかる市民税・府民税の特別徴収について	7
退職手当等にかかる市民税・府民税特別徴収税額納入内訳書	8
給与所得者異動届出書	10
特別徴収への切替依頼書	11
特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書	12
市・府民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書	13
取扱店及び郵便局の指定について	14



四 條 畷 市

令和 6 年 5 月

特別徴収義務者 様

大阪府四條畷市長

令和 6 年度市民税・府民税特別徴収義務者の指定について

平素は、市民税・府民税の特別徴収事務につきまして、格別のご配慮をいただきありがとうございます。

さて、地方税法第 41 条、第 319 条及び第 321 条の 4 第 1 項並びに四條畷市税条例第 37 条の規定により、貴社（殿）を特別徴収義務者に指定し、特別徴収税額を別紙のとおり通知いたします。

つきましては、市民税・府民税の特別徴収事務を行っていただく場合の手引きとして、この「しおり」を作成しましたので、ご活用いただき、今後とも特別徴収にご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

—— 特 別 徴 収 の し お り ——

市民税・府民税の納税義務者など

1. 納税義務のある人
令和6年1月1日現在、四條畷市内に住所のある人
2. 納税義務のない人
 - (1) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
 - (2) 前年中の合計所得金額が135万円以下で次に該当する人
 - ・ 障 害 者
 - ・ 未成年者（18歳未満で未婚の人）
 - ・ ひとり親及び寡婦
 - (3) 前年中の合計所得金額が、次により計算した金額以下の人は、均等割は課税されません。
 $35\text{万円} \times (\text{控除対象配偶者及び扶養親族の数} + 1) + 10\text{万円} + \boxed{21\text{万円}}$
 - (4) 前年中の総所得金額等の合計額が次により計算した金額以下の人は、所得割は課税されません。
 $35\text{万円} \times (\text{控除対象配偶者及び扶養親族の数} + 1) + 10\text{万円} + \boxed{32\text{万円}}$
ただし、控除対象配偶者又は扶養親族のない人は、 の金額の加算はありません。

特別徴収の範囲など

1. 特別徴収と普通徴収

特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同じように給与の支払者が、毎月給与を支払う際に、給与の支払を受ける人（納税義務者）から、市民税・府民税を徴収し納税していただく制度で、特別徴収義務者とは、その給与の支払者をいいます。普通徴収とは、納税通知書を交付することにより、直接納税義務者から徴収する制度のことです。

2. 特別徴収の範囲

前年中に給与の支払があり、かつ、令和6年4月1日現在において引き続き給与の支払を受けている人に対しては特別徴収の方法により市民税・府民税を徴収することになっています。

なお、特別徴収により徴収する税額は、原則として給与所得に対する所得割額と均等割額の合計額ですが、給与所得以外の所得を有する人については、申告等によりその所得に対する所得割額を合計して税額を算出している場合もあります。

公的年金所得で課税がある方は公的年金からの特別徴収になります。

ただし、65歳未満で、かつ、給与所得以外に年金所得がある場合は原則として給与からの特別徴収になります。

特別徴収税額の納入方法など

1. 給与等に係る特別徴収税額の納税義務者からの徴収

特別徴収していただく税額は、特別徴収税額の通知書（納税義務者用）に記載されている税額で、6月から翌年5月までの12回（定額減税対象者は7月から11回）に分けて納税義務者に給与を支払われる際、天引きで徴収していただくことになっています。

ただし、特別徴収税額が、均等割額及び森林環境税額に相当する金額5,300円以下の納税義務者については、6月に支払われる給与から全額を徴収していただくことになっています。

2. 特別徴収税額の変更

特別徴収税額の通知後に変更があったり、退職等による「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を受理したとき、又はその他の理由により特別徴収税額を変更する必要があると認めた場合には「特別徴収税額の変更（決定）通知書」を送付いたしますので、これによって以降の月割額を変更し、徴収のうえ納入してください。

3. 特別徴収税額の納入

（1）納入期限

納入期限は、月割額を徴収した月の翌月の10日（この日が土・日曜日又は祝日の場合は、その次の平日となります。）になっています。各月分の納入期限は、納入書の納入期限欄に記載のとおりです。

（2）納入方法

各納税義務者から徴収された月割額の合計額を同封の「個人市民税・個人府民税納入書（特）」で納入してください。

◇ 一括徴収された税額は、他の納税義務者の特別徴収税額と合計して納入書の「（2）納入金額」の「給与分」欄に記入し、納入してください。

◇ 納入場所は納入書の裏面及び3ページに記載してあります。

◇ 納入書は14枚綴りで末尾の2枚（予備）を除きそれぞれ月別の表示がしてありますので、必ず当該月の用紙をご使用ください。なお、金額に変更があった場合は、金額を訂正のうえ納入してください。訂正方法については納入書の裏面をご参照ください。

二重納付を防ぐため、新しい納入書はお送りしません。書き損じ等で新たな納入書が必要であればお申し出ください。

◇ 指定番号、所在地（住所）及び名称（氏名）については、あらかじめ印字していますが、変更・訂正等がある場合は「特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書」（12ページ）を提出してください。

◇ 給与支払報告書（総括表）で「納入書不要」とされた場合は納入書を同封していません。この場合は市民税・府民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）の最下段に「***納入書なし***」と表示しています。

（3）特別徴収税額の納期の特例

給与の支払を受ける人が常時10人未満である場合において、市長の承認を受けた場合は、6月から11月までの分を12月10日まで、12月から5月までの分を6月10日までの年2回に分けて納入することができます。希望される場合は「市・府民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書」（13ページ）を提出してください。

（4）特別徴収税額の期限後納入

納入期限までに徴収した税額を納入されない場合は、納入期限の翌日から納入日までの期間の日数に応じ、納入金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満

であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に延滞金特例基準割合(※1)に年7.3%の割合(ただし、納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、特例基準割合に年1%の割合)を加算した割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。なお、特例の割合が本則の割合を超える場合は、本則の割合とします。

	本則	特例
納期限後1ヶ月経過後	14.6%	特例基準割合(※1)+7.3%
納期限後1ヶ月以内等	7.3%	特例基準割合(※1)+1%

※1 延滞金特例基準割合とは、財務大臣が告示する国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の当該年の前々年9月から前年8月までにおける平均に、年1%を加算した割合です。

【納入場所】

1. 四條畷市指定金融機関(四條畷市役所内)
2. 下記の取扱金融機関の本店または支店(出張所)(順不同)

りそな銀行 みずほ銀行 関西みらい銀行 池田泉州銀行
 南都銀行 紀陽銀行 京都銀行 大阪信用金庫
 大阪厚生信用金庫 大阪シティ信用金庫 枚方信用金庫 成協信用組合 のぞみ信用組合
 近畿労働金庫 大阪東部農業協同組合
 近畿2府4県(大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県)のゆうちょ銀行・郵便局

※近畿2府4県以外のゆうちょ銀行・郵便局で納付を希望される場合は、「指定通知書」(14ページ)を当該ゆうちょ銀行・郵便局へ提出してください。

※三井住友銀行で納付される場合は、別途手数料が必要な場合があります。

※年度途中で取扱金融機関が終了する可能性があります。

転勤・退職等の異動手続き

納税義務者が転勤（転職）又は退職等の理由により給与の支払を受けなくなった場合は、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（10ページ）に必要事項を記入のうえ、その理由が発生した月の翌月の10日までに提出してください。

〈注〉この届出書の提出が遅れますと、転勤・退職された納税義務者が一度に多額の税額を納めなければならなくなり、また特別徴収義務者についても転勤・退職された納税義務者の翌月以降分が未納となり、督促状をお送りすることになります。

（１） 転勤（転職）の場合

転勤などにより勤務先が変わった場合、その新しい勤務先で引き続いて特別徴収の方法によって徴収されることを納税義務者が希望した場合には、特別徴収を継続いたします。この場合、新たに給与などの支払をすることとなった勤務先の名称・所在地、及び何月分から徴収していただくことになるかを新しい勤務先へ連絡済であるかどうか、その他必要な事項を記入してください。

（２） 退職等の場合

① 一括徴収する場合

特別徴収税額のある納税義務者が退職された場合、次に該当するときは、特別徴収税額のうち特別徴収の方法によって徴収されないこととなった税額（以下「残税額」といいます）について、退職手当などが支払われた際、特別徴収義務者において残税額の全額を一度に徴収し、納入していただくことができます。

＊退職の日が令和6年6月1日から12月31日までの場合

退職した納税義務者から一括徴収の旨の申し出があり、かつ、残税額を超える給与又は退職手当が支給される場合は、その支給の際に残税額をまとめて徴収してください。

＊退職の日が令和7年1月1日から4月30日までの場合

残税額を超える給与または退職手当が5月31日までに支給されれば納税義務者からの申し出がない場合であっても、支給の際に必ず残税額をまとめて徴収してください。

「一括徴収」欄に退職手当等からの徴収予定額、納入月分を記入してください。

② 一括徴収しない場合

特別徴収の方法によって納税している人が退職した場合、特別徴収税額のうち、給与等から徴収できなくなった税額は普通徴収の方法で納税義務者から直接納めていただきます。この場合、退職した人の住所、氏名、特別徴収税額（年税額）、徴収済税額、未徴収税額、異動事由などを記入して提出してください。

（３） 特別徴収へ切替えを希望する場合

「特別徴収への切替依頼書」（11ページ）に記入して提出してください。

届出書類の記載例

●普通徴収（例：退職して徴収方法を本人納付の普通徴収へ変更する場合）

×× 年度 市民税 給与支払報告 府民税 特別徴収

受付印

四條畷市長

令和 ×× 年 11 月 4 日 提出

〒 575-8501 大阪府四條畷市中野本町

株式会社 OO

特別徴収指定番号 987654

宛名番号 3

フリガナ ナワテ ミドリ

氏名 曜 緑

性別 男性

出生年月日 元月 3 日 明治 2 年 大正 3 年 昭和 4 年 平成 55 年 12 月 31 日

個人番号 00000000000000000000

1月1日現在 四條畷市中野本町×-×-×

1月1日異動後

特別徴収税額 (年税額) 60,000 円

徴収済税額 (7) 25,000 円

未徴収税額 (7)-(4) 35,000 円

例) 11月10日納期限分の場合→10月分

6 月分 11 月分

10 月分 5 月分

令和 ×× 年 10 月 31 日

異動の事由

1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他

異動後の未徴収税額の徴収方法

① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)

3 普通徴収を選択し、下段の「3 普通徴収の（一括徴収しない）場合」の欄にも該当する項目を記入してください。

10月31日退職で10月分まで特別徴収した給与所得者の残りの税額の徴収方法を、11月分から普通徴収に変更する場合。

(ア) 年税額 60,000 円 (6～翌年5月分)

(イ) 徴収税額 25,000 円 (6～10月分)

(ウ) 未徴収税額 35,000 円 (11～5月分)

↑ 普通徴収額

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先（特別徴収義務者）に異動した場合）

② 一括徴収の場合（未徴収税額を1回で納付する場合）

③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合

注意

1. 提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。

2. 特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。

3. 太枠内へ記入してください。訂正する場合は二重線で抹消してください。

4. 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。

5. 退職の日が1月1日から4月30日までの間の方については、本人からの届出がない場合であっても、必ず残税額をまとめて徴収してください。

●一括徴収（例：退職して残りの徴収税額を一括して徴収・納入する場合）

×× 年度 市民税 給与支払報告 府民税 特別徴収

受付印

四條畷市長

令和 ×× 年 3 月 5 日 提出

〒 575-8501 大阪府四條畷市中野本町O-O-O

株式会社 OO商事

特別徴収指定番号 987654

宛名番号 3

フリガナ ナワテ ミドリ

氏名 曜 緑

性別 男性

出生年月日 元月 3 日 明治 2 年 大正 3 年 昭和 4 年 平成 55 年 12 月 31 日

個人番号 00000000000000000000

1月1日現在 四條畷市中野本町×-×-×

1月1日異動後

特別徴収税額 (年税額) 96,000 円

徴収済税額 (7) 72,000 円

未徴収税額 (7)-(4) 24,000 円

例) 11月10日納期限分の場合→10月分

6 月分 3 月分

2 月分 5 月分

令和 ×× 年 2 月 28 日

異動の事由

1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他

異動後の未徴収税額の徴収方法

① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)

2 一括徴収を選択し、下段の「2 一括徴収の場合」の欄にも該当する項目を記入してください。

2月28日退職で2月分まで特別徴収した給与所得者の残りの税額の徴収方法を、3月分で一括して納入する場合。

(ア) 年税額 96,000 円 (6～翌年5月分)

(イ) 徴収税額 72,000 円 (6～2月分)

(ウ) 未徴収税額 24,000 円 (3～5月分)

↑ 一括徴収額

③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合

注意

1. 提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。

2. 特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。

3. 太枠内へ記入してください。訂正する場合は二重線で抹消してください。

4. 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。

5. 退職の日が1月1日から4月30日までの間の方については、本人からの届出がない場合であっても、必ず残税額をまとめて徴収してください。

●特別徴収継続（例：転勤先・再就職先で引き続き徴収する場合）

×× 年度 市民税 給与支払報告 特別徴収継続届

受付印

四條畷市長

令和 ×× 年 9 月 4 日

（特別徴収義務者）
給与支払者

所在地（住所）
〒 575-8501 大阪府四條畷市

名称（氏名）
株式会社

個人番号又は法人番号
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1

転勤などの異動のあった年月日を記入してください。

1 特別徴収継続を選択し、下段の「1 特別徴収継続場合」の欄にも該当する項目を記入してください。

氏名
フリガナ ナワテ ミドリ 姓 名 暗 緑 姓 名 楠

生年月日
元号 3 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 55 年 12 月 31 日

個人番号
0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

1月1日現在の住所
四條畷市中野本町×-×-×

特別徴収税額（年税額）
120,000 円

徴収済税額
6 月分
8 月分まで

未徴収税額（7-6）
9 月分
5 月分まで

異動年月日
令和 ×× 年 8 月 31 日

異動の理由
1. 転勤・転籍
2. 退職
3. 死亡
4. 休職
5. 長欠
6. 支払少額
7. 支払不定期
8. その他

異動後の未徴収税額の徴収方法
1 特別徴収継続
2 一括徴収
3 普通徴収（本人が納付）

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先（特別徴収義務者）
所在地 〒 575-8501 大阪府四條畷市中野本町△-△-△
フリガナ マルサンカクカフシキガイシャ 氏名 経理課 中野 太郎
名称 〇△株式会社 担当 電話 ×××-×××-××××

法人番号
9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2 3

月割額 10,000 円 を 9 月分（翌月10日納期）から徴収し、納入するよう連絡済みです。※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。

受給者番号
納入書の要否 ☒ 要 ☐ 不要

② 一括徴収の場合（未納税額をまとめて徴収する場合に記入してください。）

1. 異動年月日が 8 月 31 日
2. 異動年月日が 8 月 31 日

徴収予定額（9）と同額を右欄に記入してください。

③ 普通徴収の（一括）徴収の場合（未納税額をまとめて徴収する場合に記入してください。）

1. 異動年月日が 8 月 31 日
2. 異動年月日が 8 月 31 日
3. 死亡による退職のため。

新しい会社で特別徴収を開始する月とその月割額を記入してください。

1. 提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。
2. 特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。
3. 本特約内へ記入してください。訂正する場合は二重線で抹消してください。
4. 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。
5. 退職の日が1月1日から4月30日までの間の方については、本人からの申出がない場合であっても、必ず残税額をまとめて徴収してください。

●特別徴収への切替（例：入社して普通徴収から特別徴収へ変更する場合）

特別徴収への切替依頼書

四條畷市長宛

×× 年 9 月 15 日 提出

（特別徴収義務者）
給与支払者

フリガナ ナワテ ミドリ 氏名 暗 緑

生年月日 昭和55年12月31日

〒 575-8501 四條畷市中野本町×-×-×

1月1日現在の住所 同上

※住所に変更のない場合は「同上」と記入してください

法人番号
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

特別徴収義務者
株式会社 〇〇商事

特別徴収義務者
指定番号 987654

特別徴収納入書
要 ☒ 不要 ☐

人事部給与
大阪 一郎
00-0000-0000

普通徴収の納期限が過ぎていないものについて特別徴収に切り替えることができます。

10 月の給与から差引きを開始する場合、差引徴収税額 60,000 円を10月～5月分で徴収します。

下記の者について、10

フリガナ ナワテ ミドリ

氏名 暗 緑

生年月日 昭和55年12月31日

〒 575-8501 四條畷市中野本町×-×-×

1月1日現在の住所 同上

年税額（ア） 120,000 円

納付済額（イ） 月分まで 60,000 円

2 期分まで

差引徴収税額（ア-イ） 60,000 円

申請理由
☒ 本人からの申し出による
☒ 入社・復職
☒ 正社員となった
☐ 給与の支払が定期的・継続的になったため
☐ その他（ ）

備考

特別徴収関係書類送付先
上記所在地以外を希望される場合に記入してください

電話番号

【連携】
☐ 要 ☐ 連絡済 ☐ 有

月割： 月 月～

通知日： / 通知 / 済

【基本コード】

退職所得にかかる市民税・府民税の特別徴収について

退職所得（退職手当、その他退職により一時に受ける給与などで、以下「退職手当等」といいます）の課税については、所得税と同じように他の所得と分離して退職手当を支払う際に特別徴収していただくことになっています。

1. 納税義務者

退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在に四條畷市内に住所がある人です。ただし、同日現在で生活保護法の規定による生活扶助を受けている人は除かれます。

2. 退職所得控除額の計算

・勤続年数が20年以下の場合……40万円×勤続年数（最低80万円）

・勤続年数が20年を超える場合……800万円＋70万円×（勤続年数－20年）

※勤続年数に1年未満の端数があるときは、その端数は切り上げます。

※障害者になったことにより退職したと認められる場合は、上記金額に100万円を加算します。

3. 税額の求め方

退職所得の金額＝（退職手当等の金額－退職所得控除額）×1/2（1,000円未満の端数切捨て）※

※勤続年数が5年以下である役員等は「退職手当等の金額－退職所得控除額」の金額

税額 退職所得×市民税6%

退職所得×府民税4%

〈計算例〉退職手当等の金額 14,223,632円 勤続年数25年 一般退職の場合

① 退職所得控除額 800万円＋70万円×（25年－20年）＝11,500,000円

② 退職所得の金額 （14,223,632円－11,500,000円）×1/2＝1,361,816円

→ 1,361,000円（1,000円未満の端数は切り捨て）

③ 額の計算 （市民税）1,361,000円×6%＝81,600円（100円未満の端数は切り捨て）

（府民税）1,361,000円×4%＝54,400円（100円未満の端数は切り捨て）

4. 退職所得にかかる市民税・府民税の納入手続き

退職手当等にかかる市民税・府民税については、退職手当等の支払を受けた日の属する年の1月1日現在の住所地の市町村に納入していただくことになっています。納期限は、退職手当等の支払いを受けた日の属する月の翌月の10日です。なお、納入書の記入については、必ず納入金額欄の「退職所得分」欄に納入金額を記入するほか、裏面の納入申告書に必要事項を記入してください。また、「退職手当等にかかる市民税・府民税特別徴収税額納入内訳書」（8ページ）もあわせて提出していただきますようお願いします。



退職手当等にかかる
市 民 税
府 民 税
特別徴収税額納入内訳書

(※印欄は記入を要しません)
特別徴収義務者指定番号

四 條 曙 市 長 宛			年 月 日 提出		年 月 分		納入税額 円		納入年月日 年 月 日		特別徴収義務者の所在地・名称		
退職手当等の支払を受ける者の住所・氏名		退職手当等の支払金額	退職所得控除額の計算 の基礎となる勤続年数		退職所得控除額		退職所得控除後の金額		徴 収 さ れ た 税 額		退職所得申告書の提出		摘 要
住所	氏 名	円	自 年 月 日 至 年 月 日	日	円	市 民 税	府 民 税	合 計	有	無			
	(役職名)			年		※	※	※					
	(役職名)			年		※	※	※					
	(役職名)			年		※	※	※					
	(役職名)			年		※	※	※					
	(役職名)			年		※	※	※					
	(役職名)			年		※	※	※					
	(役職名)			年		※	※	※					

(記入方法などは裏面をご覧ください)

1. この納入内訳書は、退職手当等にかかる特別徴収税額を納入の際に、あわせて四條畷市にご提出ください。
2. この納入内訳書の各欄は、次により記入してください。
 - ① 「退職手当等の支払を受ける者の住所・氏名」欄の住所は、退職手当等の支払を受けるべき年の1月1日現在の住所を記入してください。なお、その後において住所が変わっているときは、摘要欄に異動後の住所を記入してください。
 - ② 「退職手当等の支払金額」欄には、特別徴収税額を徴収され退職手当等の支払金額（所得税および市民税・府民税などを差し引く前の金額）を記入してください。
 - ③ 「役職名」欄には、会社その他の法人の取締役、監査役、理事、監事、清算人その他の役員または相談員もしくは顧問などである場合にその役職名を記入してください。
 - ④ 「退職所得控除の計算の基礎となる勤続年数」欄には「退職手当等の支払金額」欄に記入された退職手当等について、退職所得控除額の計算の基礎となった勤続期間と勤続年数を記入してください。勤続年数に1年未満の端数があるときは、これを1年とします。
3. 退職手当等の支払を受ける者が、本年中または前年以前4年以内に支払の確定をした退職所得の支払を受けたことがある場合には、「退職所得申告書」の写しを添付してください。

※お忙しいところ恐れ入りますが、この納入内訳書の提出について特別徴収義務者のご協力をお願いいたします。

※退職者については、この異動届出書とは別に、翌年の一月三十一日までに給与支払報告書（個人別明細書及び総括表）の提出が必要です。（一月三十一日が土曜日・日曜日の場合は、二月第一月曜日が提出期限となります。）

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）									
新しい勤務先 （特別徴収義務者）	所在地	〒		特別徴収指定番号		氏名	新しい勤務先へは、		
	フリガナ					担当者	月割額	を	円
						電話			月分
名称			法人番号						受給者番号
			※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。						
							納入書の要否	番号を記入	① 必要 ② 不要
							（納税の場合のみ記載）		

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）		徴収予定額 (円)と同額 を右欄に記入	月分(翌月10日納期限)で納入します。
申告を記入	1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定額 (円)と同額 を右欄に記入	月分(翌月10日納期限)で納入します。

③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①及び②に当てはまらない場合に記入してください。）

事項を記入	年度	月分	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	入力	点検
↑ 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1. 異動年月日が6月1日～12月31日であった本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日～4月30日であった給与及び退職手当等から末徴収税額(り)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。		以降の月 割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他		
		以降の月 割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他		

注 1. 提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。

注 意 事 項

1. 提出期限は、該当の従業員等の異動があった日の翌月10日までです。
2. 特別徴収指定及びその宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。
3. 本体内に記入された番号は、訂正する場合は二重線と抹消してください。
4. 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、税務管理人の届出が必要となります。

特別徴収への切替依頼書

※個人事業主の方は法人番号欄への記入は不要です。

四條 畷 市長 宛		フリガナ		法人番号 (個人番号は記入不要)													
特別徴収 (給与支払 義務者)		名称 (氏名)		特別徴収義務者 指定番号													
		所在地 (住所)		特別徴収納入書													
年 月 日 提出		〒 -		所属		※新規の場合のみに ^レ を記入 □ 要 □ 不要											
		代表者 氏名		氏名		電話番号											
				連絡先		- -											

下記の者について、 月分(翌月10日納期限分)より特別徴収を希望します。

フリガナ	※納税通知書の「年税額」欄の金額を記入してください。											
氏名	年 税 額 (ア)											
生年月日	月分まで 期分まで 円											
現住所	〒 -											
1月1日現在の住所	〒 -											
※住所に変更のない場合は「同上」と記入してください												
差引徴収税額 (ア)-(イ)												
円												
申請理由												
□ 本人からの申出による □ 給与の支払が定期的・継続的に なったため □ 入社・復職 したため □ 正社員となったため □ その他 ()												
備 考												

特別徴収関係書類 送付先	〒 -	※ 以下に該当する場合、特別徴収に切り替えることができません。 ・普通徴収の納期限が過ぎたもの／過年度該当分(前年度以前の課税年度に係るもの) ・すでに納付の済んでいる「納付済額」 ・65歳以上の方の公的年金に係る市民税・府民税 ※ 本依頼書を受理し切替処理後に、特別徴収税額の通知をいたします。											
上記所在地以外を 希望される場合に 記入してください	電話番号 - -												

内部事務処理欄 ※記入しないでください					
【運携】	【口振該当】	【通知振取】	【納入書】	【処理日】	【基本コード】
□ 要 / 月割： 月 月～	□ 有	□ 要 / 通知 □ 通知一式振取 □ 納入書のみ振取	□ 要 / 済	入力 点検	
通知日：					

市・府民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

〔法第321条の5の2〕
〔条例第40条〕

年度市・府民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

四條畷市長		年 月 日		申 請 者		(特別義務徴収者)		住所又は所在地		電話番号		特別徴収指定番号							
宛																			
四條畷市税条例第40条の規定による特別徴収税額の納期の特例の承認を申請します。																			
特 例 の 適 用 を 受 け よ う と す る 税 額								年 月 日以後の支払に係る給与又は退職手当等から徴収すべき 市府民税額 円											
最近6か月の 給与支払状況		給 与 所 得 者				臨 時 雇 用 者													
		月	人	員	支 払 金 額	月	人	員	支 払 金 額	月	人	員	支 払 金 額	月	人	員	支 払 金 額		
		月			円	月			円	月			円	月			円		
		月			円	月			円	月			円	月			円		
		月			円	月			円	月			円	月			円		
滞 納 の 有 無		有 無		有の事由		年度										過去1か年に申請書の取消しを受けたことの有無		有 無	
納 入 方 法								申請日の属する年の1月1日現在						人		申請日現在		人	
月 割 日		税 額		納 期 限		備 考													
月～ 月		円		年12月10日															
月～ 月		円		年 6月10日															

取扱店及び郵便局の指定について

特別徴収義務者が近畿2府4県（大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・滋賀県・和歌山県）以外の取扱店及び郵便局で新しく特別徴収税額を納入される場合は、その取扱店及び郵便局を本市の市民税・府民税（特別徴収税額）取扱店及び郵便局に指定しなければなりませんので、右の「指定通知書」を切り取り、取扱店及び郵便局名をご記入のうえ、事前にその取扱店及び郵便局に提出してください。

なお、念のため、下記にもご記入のうえ、保管してください。

〈特別徴収義務者の控〉

貴社（殿）の納入指定取扱店及び郵便局
所在地
名 称

年 月 日

郵便局長 様
ゆうちょ銀行 店長 様
大阪府四條畷市長

指 定 通 知 書

地方税法第321条の5第4項の規定に基づき、貴店を本市の市民税・府民税（特別徴収税額）取扱店に指定しましたので通知します。

記

- | | |
|------------|---------------------------|
| 1 許可又は承認番号 | 貯業2第263号 |
| 2 口座番号 | 00930-4-960135 |
| 3 加入者の名称 | 四條畷市会計管理者 |
| 4 取りまとめ店 | 大阪貯金事務センター
(〒539-8794) |

令和6年度 特別徴収の納入期限					
6月分 7/10(水)	7月分 8/13(火)	8月分 9/10(火)	9月分 10/10(木)	10月分 11/11(月)	11月分 12/10(火)
12月分 1/10(金)	1月分 2/10(月)	2月分 3/10(月)	3月分 4/10(木)	4月分 5/12(月)	5月分 6/10(火)

特別徴収事務についてのお問い合わせは
四條畷市 財務部 税務課 住 所：〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 電 話：(072) 877-2121(代) (0743) 71-0330(代) (土・日・祝日・年末年始を除く8時45分～17時15分) 市町村コード：272299

四條畷市ではインターネットを利用した電子申告サービス「eLTAX（エルタックス）」がご利用になれます。

市税の申告には、便利なエルタックスをご利用ください。

電子申告 eLTAX についてのお問い合わせは
eLTAX ヘルプデスク（地方税共同機構） eLTAX ホームページ：https://www.eltax.lta.go.jp/ eLTAX ホームページ「よくあるご質問」：https://eltax.custhelp.com/ 電 話：0570-081459（ハイシンコク） 上記の電話番号でつながらない場合：03-5521-0019 (土・日・休祝日・年末年始を除く9時～17時)

